第3期小田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)の修正事項等

該当 ページ	該当場所	修正前	修正後
3 1	基本方針 1	福祉サービス、地域団体の活動	福祉サービス、地域団体の活動
	総合的な相談支援体制	や地域福祉を支援する機関な	や地域福祉を支援する機関な
	の整備	ど、地域福祉に関する情報提供	ど、地域福祉に関する情報提供
	施策3 ニーズ把握の強化	を行います。	を <u>、様々な手段を通して幅広く</u>
	(1) 市の役割		<u>積極的に</u> 行います。
5 8	第5章 計画の推進	行政には、市民の福祉の向上	行政には、市民の福祉の向上
	2 計画の推進体制	を目指して福祉施策を総合的	を目指して福祉施策を総合的
		に推進する責務があります。そ	に推進する責務があります。そ
		のため、地域福祉を推進する関	のため、地域福祉を推進する関
		係機関や団体などと連携を図	係機関や団体などと連携を図
		るとともに、行政内部の関係各	るとともに、行政内部の関係各
		課とも連携を図り、本計画が円	課とも連携を図り、 <u>また、ソー</u>
		滑に推進されるよう努めます。	<u>シャルキャピタルの醸成を念</u>
			<u>頭におきながら、</u> 本計画が円滑
			に推進されるよう努めます。
6 2	用語解説	-	用語解説を追加